

山口県口蹄疫防疫計画

平成28年2月
山 口 県

目 次

1	山口県口蹄疫防疫計画の概要	1
2	口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく検査の手順	3
3	第1章 目的	4
4	第2章 県、市町、関係団体、家畜農場等の果たすべき役割	4
I	県の役割	4
II	市町の役割	4
III	家畜所有者等が組織する関係団体の役割	4
IV	獣医師会等の役割	4
V	家畜農場等の役割	5
5	第3章 防疫対応	5
I	防疫方針	5
II	本病を疑う異常を呈している家畜の発見時の対応	5
III	検体送付（疑い事例）時の対応	8
IV	患畜又は疑似患畜決定時の対応（遺伝子検査の結果が陽性等）	10
V	発生農場及び発生農場以外の家畜飼養農場の防疫対応等	12
VI	搬出制限の解除	14
VII	移動制限の解除及び終息宣言	14
VIII	その他	15

山口県口蹄疫防疫計画の概要

策 定：平成28年2月

口蹄疫を疑う症状を呈している家畜の発見（家畜所有者等）

- 家畜所有者及び獣医師等は、口蹄疫を疑う症状（牛、豚等の口腔や蹄などに水疱の形成等：以下、特定症状）を呈している家畜を発見した場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報

特定症状の確認（家畜保健衛生所）

- 家畜保健衛生所は、家畜所有者等から通報を受けた場合は、通報内容を畜産振興課に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を当該農場に派遣し、特定症状の確認を行い、病変部位及び畜舎内の状況をデジタルカメラで鮮明かつ多角的に写真撮影
- 家畜保健衛生所は、写真及び現地調査結果を畜産振興課に送付し、畜産振興課はこれを動物衛生課に報告。また、検査材料を採取し、遅滞なく動物衛生研究所に搬送

検査（動物衛生研究所等）

写真判定（約3時間）

- ・農林水産省が動物衛生研究所の行う検査の結果、専門家の意見を踏まえ、患畜又は疑似患畜と判断
- ・判定出来ない場合は、遺伝子検査等の結果に基づき判断

遺伝子検査（約6時間）

- ・遺伝子検査が陽性の場合、農林水産省が患畜と判断
- ・遺伝子検査が陰性の場合、引き続き血清抗体検査を実施

血清抗体検査（約48時間）

- ・血清抗体検査が陽性の場合、農林水産省が患畜と判断
- ・血清抗体検査が陰性の場合、検査を終了

* 家畜保健衛生所の確認で明らかに特定症状と認められない場合は、畜産振興課に報告するとともに、家畜所有者等に詳細を説明し、確認業務等を終了

連絡会議の開催（畜産振興課）

- 畜産振興課は、家畜保健衛生所から特定症状の報告を受けた場合は、速やかに山口県口蹄疫対策連絡会議（会長：農林水産部長）を開催し、当該農場の家畜の移動自粛等を要請するとともに、家畜保健衛生所に対して初動防疫を指示

初動防疫（家畜保健衛生所）

当該農場	周辺農場
<ul style="list-style-type: none">・農場への立入制限・畜舎及び周辺の緊急消毒・関連物品の搬出制限・飼養家畜の隔離、繋留・家畜や人等の移動状況調査・防疫措置に必要な人員、資材の確保・埋却場所等の確保	<ul style="list-style-type: none">・移動制限区域及び搬出制限区域（以下、制限区域）の設定検討・家畜飼養状況の確認（制限区域内）・消毒ポイントの設置場所の検討

防疫活動の開始（畜産振興課）・山口県口蹄疫防疫対策本部会議の開催（農林水産政策課）

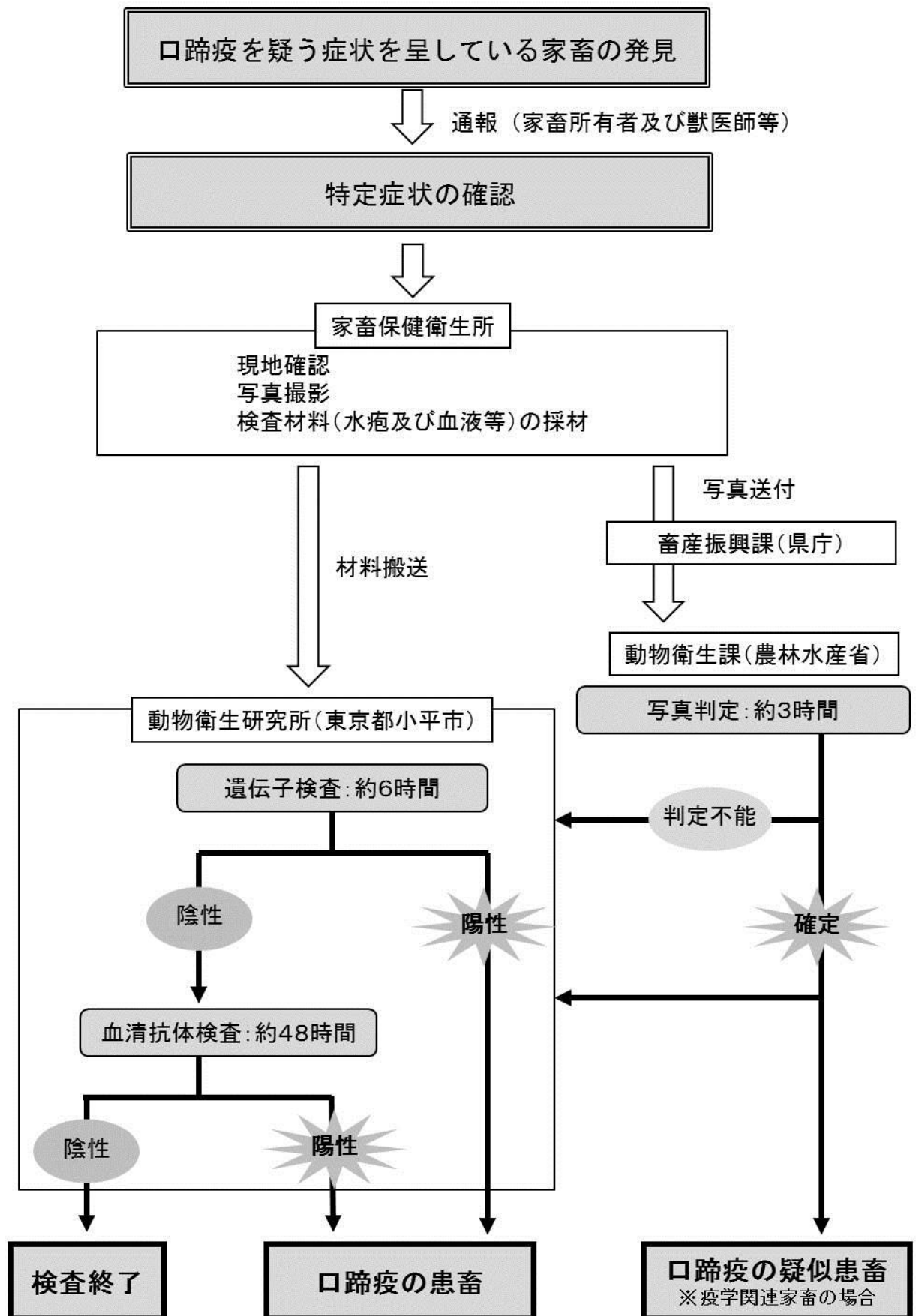
- 畜産振興課は、農林水産省が写真判定、または、遺伝子検査で口蹄疫の患畜又は疑似患畜と決定した場合は、直ちに家畜伝染病予防法に基づく防疫活動を開始
- 農林水産政策課は、速やかに山口県口蹄疫防疫対策本部会議（本部長：知事）を開催

家畜伝染病予防法に基づく防疫活動

発生農場	周辺農場
<ul style="list-style-type: none"> ・発生農場に通じる通行遮断 ・畜舎の消毒、糞等の汚染物の処理 ・患畜又は疑似患畜のと殺 (原則24時間以内) ・患畜又は疑似患畜の死体の埋却処理 (原則72時間以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動制限区域の設定（原則半径10km以内） 移動制限の開始 ・搬出制限区域の設定（原則半径20km以内） ・発生状況確認検査 <ul style="list-style-type: none"> ①電話調査 移動制限区域内の農場に異常の有無を確認（移動制限解除まで随時） ②移動制限区域内の立入検査 ・家畜の移動状況確認 ・消毒ポイントの設置

区分	移動制限区域	搬出制限区域
範囲	・原則として、発生農場を中心とした半径10km以内の区域	・原則として、発生農場を中心とした半径10km～20km以内の区域
期間	・区域内全ての発生農場の防疫措置完了後21日間（ただし、全ての発生農場の防疫措置完了後、10日が経過した後に実施する清浄性確認検査により全て陰性を確認していること）	同左
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・偶蹄類やその死体、敷料、飼料、排せつ物等、家畜飼養器具、生乳（半径1km以内の農場で搾乳されたもの）、移動制限区域内で採取された精液及び受精卵の移動を禁止 ・と畜場、家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物及び放牧の停止 	<ul style="list-style-type: none"> ・偶蹄類やその死体、敷料、飼料、排せつ物等、家畜飼養器具の搬出制限区域以外への搬出を禁止 ・家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物及び放牧の停止

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく検査の手順



山口県口蹄疫防疫計画

制 定：平成28年2月1日

第1章 目的

この山口県口蹄疫防疫計画（以下「防疫計画」という。）は、県内における口蹄疫（以下「本病」と総称する。）の防疫対策を迅速かつ適切に実施するための対応措置を定めるものである。

第2章 県、市町、関係団体、家畜農場等の果たすべき役割

県、市町、関係団体、家畜（牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし（以下「家畜」という。））の所有者等の役割は、「家畜防疫を総合的に推進するための指針」（平成13年9月6日付け農林水産大臣公表）に基づき次のように定める。

I 県の役割

県は、国と相互に連携し、次の取組を行う。

- (1) 本病の検査等による発生及び浸潤状況の把握
- (2) 本病の防疫に関する情報の分析及び還元による自衛防疫の推進
- (3) 本病発生時の防疫措置の企画、実施及び指導
- (4) 本病の防疫に関する調査
- (5) 病性鑑定体制の整備
- (6) 本病の防疫実施にあたる人材の確保
- (7) 防疫措置従事者及び家畜の所有者等の健康調査等

II 市町の役割

市町は、次の取組を行う。

- (1) 家畜所有者等が行う自衛防疫の推進及び連絡調整
- (2) 家畜所有者等の行うべき防疫措置の実施に対する支援
- (3) 県が行う防疫活動への協力

III 家畜所有者等が組織する関係団体の役割

家畜所有者等が組織する団体は、国、県、市町等と連携し次の取組を行う。

- (1) 組織的かつ統一的に行うべき自衛防疫の実施
- (2) 家畜所有者等、個々が行う自衛防疫の推進
- (3) 家畜所有者等への家畜衛生知識の普及・啓発
- (4) 防疫推進方向についての家畜所有者等の意見集約
- (5) 県が行う防疫活動への協力

IV 獣医師会等の役割

獣医師会等、獣医師の組織する団体は、県等と連携し、その組織的推進を図るとともに、獣医師は次の取組を行う。

- (1) 最新家畜衛生知識の習得
- (2) 家畜所有者等への家畜衛生知識の普及・啓発
- (3) 関係団体が行う自衛防疫活動への協力
- (4) 本病を疑う症例の通報等本病発生情報の県への提供

(5) 県が行う防疫活動への協力

V 家畜農場等の役割

家畜農場等は、相互に連携し、次の取組を行う。

- (1) 健康家畜の出荷及び導入
- (2) 農場及び関係施設入出場車両の消毒等一般衛生管理及び自衛防疫の実施
- (3) 本病を疑う臨床症状を呈している家畜（以下「異常家畜」という。）の有無の観察及び発見時の早期通報と措置
- (4) 県が行う防疫活動への協力

第3章 防疫対応

I 防疫方針

- 1 本病の防疫措置は、「家畜伝染病予防法」（昭和26年法律第166号）、「家畜伝染病まん延防止規則」（昭和35年山口県規則第73号）、「家畜防疫を総合的に推進するための指針」（平成13年9月6日付け農林水産大臣通知）、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成27年11月20日付け農林水産大臣公表、以下「国指針」という。）に基づく「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（平成27年11月20日付け27消安第4279号農林水産省消費・安全局長通知、以下「留意事項」という。）及び本計画に基づき、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）と協議しながら実施する。
- 2 本病は、伝染力の強さから、ひとたびまん延すれば長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、県民への畜産物の安定供給を脅かし、地域社会及び地域経済に深刻な打撃を与えることから、本病発生時には、と殺及び移動制限等により、本病の撲滅を図り、まん延を防止する。
- 3 家畜における防疫対策は、原則としてワクチンを使用せず、検査による感染家畜の摘発及び淘汰により防疫を進める。
- 4 家畜における本病発生時には、国、県、市町、関係団体及び家畜の飼養者が共通の認識の下に連携を図り、迅速かつ徹底した防疫措置を強力に推進することにより、早期終息を図る。

II 本病を疑う異常を呈している家畜の発見時の対応

- 1 家畜保健衛生所（以下「家保」という。）の対応

(1) 立入検査の実施等

異常家畜の発見の届出を受けた家保（以下「現地家保」という。）は、留意事項別記様式1により畜産振興課に報告するとともに、直ちに3名以上の家畜防疫員（衛生管理区域内に立ち入らない家畜防疫員を含む）を異常家畜が発生した農場（以下「異常家畜発生農場」という。）に派遣し、国指針に基づき以下の対応を行う。

ア 異常家畜発生農場に立ち入りする家畜防疫員の対応

- ① 届出内容を確認し、直ちに異常家畜及び同居家畜の鼻腔、口唇、口

- 腔、舌、蹄部、乳頭部等を中心とした徹底した臨床検査（体温測定を含む。）を行い、国指針に示す本病の特定症状について調査する。
- ② 全ての異常家畜の病変部位と病変の好発部位及び畜舎内の状況（位置（場所）等）をデジタルカメラで鮮明かつ多角的に撮影する。
 - ③ 臨床検査、写真撮影が終了次第、速やかに、検査・調査内容（症状に関する報告、撮影した写真及び家畜防疫員の見解、飼養頭数等）を異常家畜発生農場に立ち入らない家畜防疫員に伝達する。
 - ③ 病性鑑定に供する検体（以下「検体」という。）送付の指示があった場合、検査材料を採取する。
- イ 異常家畜発生農場に立ち入らない家畜防疫員の対応
- ① 検査・調査内容を当該農場又は最寄りの事務所から現地家保に電話、電子メール等、迅速かつ的確な方法で送付する。
 - ② 検体送付の指示があった場合、まん延防止のため徹底したウイルスの散逸防止が講じられた検査材料を、中部家畜保健衛生所病性鑑定室（以下「病性鑑定室」という。）に搬送する。
- (2) 異常家畜発生農場管理者への指導
- 現地家保は、異常家畜発生農場から届出があった場合、本病の発生に備え、当該農場を監視下に置くとともに、当該農場の管理者に対し、国指針に基づき以下の事項について指導する。
- ア 農場からの人、車輛、生きた家畜、生乳、採取された精液、受精卵、家畜の死体、家畜の排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具等の移動を制限すること。
- イ 農場の出入り口を1か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入を制限すること。
- ウ 当該農場の出入り口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具等を消毒すること。
- エ 偶蹄類以外の動物を含む全ての動物について、当該農場からの移動を自粛すること。
- オ 当該農場の排水については、適切な消毒措置を講ずるまでの間、活性汚泥槽などで適切に浄化処理されている場合を除き、可能な限り流出しないようにすること。
- カ やむなく家畜の所有者等が外出する場合には、車両等の消毒を徹底すること。
- キ 異常家畜及び当該家畜の生乳等の生産物、排せつ物、敷料等は、他の家畜と接触することがないようにすること。
- ク 過去21日間における次の疫学情報に関する書類を提示すること。
- ① 家畜の移出入、現在の飼養頭数
 - ② 人（農場作業員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師等複数の農場の衛生管理区域内で作業を行う者）の移動範囲
 - ③ 車両（家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域内に立ち入る車両）の移動範囲
 - ④ 堆肥の出荷先
 - ⑤ 精液、受精卵の出荷先
 - ⑥ 給与飼料の情報
- ケ 系列農場の有無及びその内容等を示す書類等を提示すること。

(3) 調査及び畜産振興課への報告

現地家保は、以下の事項について、速やかに畜産振興課に報告する。

ア 第3章のⅡの1の(1)のアにより調査した検査・調査内容

なお、報告は、特定症状の有無や鮮明な写真が撮影できていること等を確認、整理の上、留意事項別記様式2により行うこと。

イ 第3章のⅡの1の(2)のク、ケの調査内容及び周辺農場（異常家畜発生農場から半径10キロメートル、同20キロメートル）の戸数と家畜の様子。なお、報告は、留意事項別記様式4により行うこと。

ウ 異常家畜発生農場の生産物の出荷先、と畜場等の名称

エ 異常家畜発生農場を介して汚染物品、人、物及び車輛の移動により、ウイルスに汚染されたおそれのある家畜を飼養している農場（以下「疫学関連農場」という。）の名称

オ 管内における家畜の飼養状況

カ 緊急連絡体制

(4) 現地防疫対応の検討

現地家保は、防疫措置に係る以下の事項を準備する。

ア 初動防疫のための調査（以下「初動調査」という。）

① と殺の方法

② と殺した家畜及び本病のウイルスに汚染されたおそれのある物品（以下「汚染物品」という。）の処理量の把握並びにそれらの処理方法及び処理場所

③ 必要人員・資材の算定と確保及び輸送方法

④ 畜舎等の配置、作業動線、資材搬入場所等

⑤ 当該農場周辺の調査と仮設基地の設置場所

⑥ その他防疫措置に必要な事項

イ 集合基地及び周辺農場情報等に係る調査

① 集合基地の選定

② 移動制限及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）の設定と制限区域内の家畜飼養農場数、頭数の把握

③ 消毒ポイント設置場所の選定

(5) 現地対策本部の設置準備

現地農林事務所は、山口県口蹄疫現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）の設置の準備を行う。

2 病性鑑定室の対応

病性鑑定室は、畜産振興課と協議の上、国指針に基づき検体を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所海外病研究施設（以下「動物衛生研究所」という。）に送付する。なお、検体の運搬は、最も早く確実な方法（新幹線等）を選択し、職員が直接動物衛生研究所に持参する。また、必ず病性鑑定依頼書（留意事項別記様式3）を添付する。

3 畜産振興課の対応

(1) 報告

畜産振興課は、異常家畜が発生したことを動物衛生課、農林水産部長、農林水産政策課へ報告する。なお、動物衛生課に国指針に基づき留意事

項様式 1、留意事項様式 2 及び留意事項様式 4 を提出する。

(2) 防疫対応の準備

畜産振興課は、本病の発生を想定し、以下の事項について準備する。

- ア 山口県口蹄疫対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）の開催
- イ 第 3 章の II の 1 の（3）及び（4）の事項の把握
- ウ 現地家保に対し制限区域内における消毒ポイントの設定の指示
- エ 防疫措置に必要な人員の確保及び輸送方法
- オ 自衛隊や県警察本部への出動要請や、国及び他県の家畜防疫官（員）派遣の検討
- カ 市町、隣県及び関係機関への連絡
- キ 本病の発生の公示
- ク 飼養家畜のと殺の指示
- ケ 制限区域の設定と告示
- コ 家畜市場、家畜共進会等の開催及びと畜場の事業の停止の告示

Ⅲ 検体送付（疑い事例）時の対応

1 連絡会議の設置

農林水産部長は、連絡会議を設置する。

2 畜産振興課の対応

(1) 報告等

連絡会議家畜防疫対策班である畜産振興課（以下「連絡会議防疫対策班」という。）は、連絡会議を開催し、以下のとおり報告、連絡又は指示を行い、以後、随時必要な情報を関係各課室へ提供する。

- ア 検体を動物衛生研究所に送付した旨を知事、部長へ報告
- イ 連絡会議関係課室に対し必要事項の連絡及び防疫に必要な措置の準備の協力要請を行う。

なお、県警察本部には連絡会議交通・取締り対策班である地域部地域企画課のほか生活安全部生活環境課、警備部警備課（以下「県警」という。）に連絡し、協力を要請する。

- ウ 動物衛生研究所が行う遺伝子検査の結果が出る前までに、国指針に示す事項を動物衛生課へ報告
- エ 中国、四国及び九州・沖縄地方各県、中国四国農政局並びに動物検疫所門司支所（以下「隣接県等」という。）への連絡
- オ 現地家保に以下の事項について指示
 - ① 異常家畜発生農場の監視の継続と動物衛生課と協議の上、第 3 章の II の 1 の（2）のアからウの措置を講ずること。
 - ② 異常家畜発生農場の所在する市町、農協及び関係者への連絡並びに広報資料の作成準備
 - ③ ②の市町及び農協等に対し情報周知と緊急連絡体制の堅持を要請
 - ④ 動力噴霧器の確保
 - ⑤ 家畜防疫員の事務所待機
- カ 異常家畜発生農場を管轄しない各家保（以下「他家保」という。）への連絡及び以下の事項についての指示
 - ① 防疫資材の確保

- ② 広報資料の作成準備
 - ③ 緊急連絡体制の堅持
 - ④ 動力噴霧器の確保
 - ⑤ 家畜防疫員の事務所待機
- (2) 疫学関連農場の特定と立入検査
連絡会議防疫対策班は、現地家保と協議の上、疫学関連農場を特定し、当該関連農場の所在する地域を管轄する家保に対し、立入検査を実施し異常家畜の有無を確認するよう指示する。
- (3) 動物衛生課との協議
連絡会議防疫対策班は、動物衛生課と制限区域の設定について協議する。
また、必要に応じて防疫措置に必要な国や他の都道府県からの人的支援等について協議する。
- (4) 必要人数の調整
ア 連絡会議防疫対策班は、防疫措置（と殺、埋却、農場消毒等）に必要な人数を連絡会議総括班である農林水産政策課（以下「連絡会議総括班」という。）に報告し、連絡会議総括班は、関係機関と調整の上、必要人数を確保する準備を開始する。
イ 原則、防疫対応は、農林水産部の動員者により行うが、農林水産部のみでは、防疫措置が困難な場合等において、連絡会議総括班は、連絡会議人事班である人事課と調整の上、農林水産部以外の部局（以下「他部局」という。）からの動員を要請する。

3 現地家保の対応

- (1) 異常家畜発生農場に対する措置と指示
現地家保は、第3章のⅡの1の(2)のアからウの措置を講じ、以後、随時、異常家畜発生農場へ必要な指示及び情報の提供を行う。
- (2) 初動調査を行うための家畜防疫員を当該農場へ派遣する。当該家畜防疫員は、緊急立入で先発している家畜防疫員と協力して、防疫措置に向けての準備と調査を行う。
- (3) 初動調査結果を連絡会議防疫対策班に報告
- (4) 市町への連絡と要請
現地家保は、現地農林事務所と連携し、異常家畜発生農場が所在する市町に対し検体を動物衛生研究所に送付した旨を連絡し、市町防疫対策本部設置準備について要請する。
以後、随時、当該市町へ必要な情報を提供する。

4 他家保の対応

- 他家保は、以下の事項について調査検討し、速やかに連絡会議防疫対策班へ報告する。
- (1) 管内の農場における家畜の飼養状況
 - (2) 想定される制限区域内の農場の名称
 - (3) 想定される制限区域内の農場から出荷している生産物の出荷状況
 - (4) 異常家畜発生農場へ派遣可能な家畜防疫員（立入者と立ち入らない者を区別）の人数

(5) 緊急連絡体制

5 農林水産部出先機関（家保を除く）の対応

- (1) 職員を待機させる。
- (2) 連絡会議総括班が作成する農林水産部の動員者名簿に基づく動員要請等に備える（異常家畜発生農場を管轄する農林事務所を除く）。

6 他部局の対応

第3章のⅢの2の(4)のイによる要請があった場合、動員に備える。

IV 患畜又は疑似患畜決定時の対応（遺伝子検査の結果が陽性等）

1 山口県口蹄疫防疫対策本部の設置

知事は、山口県口蹄疫防疫対策本部（以下「県本部」という。）を設置する。

2 報告等

- (1) 動物衛生課から患畜又は疑似患畜の決定の連絡を受けた県本部家畜防疫対策班である畜産振興課（以下「県本部防疫対策班」という。）は、県本部総括班である農林水産政策課（以下「県本部総括班」という。）に本病が発生したことを連絡する。
- (2) 県本部防疫対策班及び県本部総括班は、本病が発生したことを県本部の本部長、本部長代理、副本部長、本部員に報告、連絡又は指示を行うとともに随時必要な情報を提供する。

3 県本部の対応

(1) 県本部会議の開催と公表

県本部防疫対策班は、動物衛生課と連携して、本病が発生したことを報道機関等へ公表するとともに、県本部総括班は、県本部会議を開催する。

(2) 情報の提供

県本部防疫対策班は、現地家保、他家保、県警、自衛隊（県本部調整班である防災危機管理課（以下「県本部調整班（防災危機管理課）」という。））隣接県、市町、関係機関等に本病が発生したことを連絡し、また、県民に正確な情報を伝達するため、県本部総括班、県本部広報班である広報広聴課と連携し、県のホームページ等を通じて情報を提供する。以後、随時、県民へ必要な情報を提供する。

(3) 疫学関連農場における疫学調査の指示

県本部防疫対策班は、動物衛生課と協議の上、国指針に基づき疫学関連農場の所在する地域を管轄する家保に、疫学調査を行うよう指示する。

(4) 発生の拡大及び大規模な発生の際の防疫措置に必要な人員の確保

県本部は、防疫措置に必要な人員の確保について、以下の対応を行う。
ア 発生の拡大が見込まれる場合、県本部防疫対策班は動物衛生課と調整の上、他都道府県等に家畜防疫員等の派遣要請を行う。

イ 想定を超える大規模な発生があり、第3章のⅣの3の(4)のアによる対応では十分な防疫措置が講じられず、発生の拡大による当該地域の社会的・経済的混乱が見込まれる場合、県本部防疫対策班は、動

物衛生課と自衛隊の派遣について協議の上、県本部調整班（防災危機管理課）経由で自衛隊に発生状況、派遣を希望する期間、区域、活動内容等について連絡する。

県本部調整班（防災危機管理課）は、連絡調整の上、自衛隊に対し派遣要請を行う。

(5) 防疫措置従事者、家畜の所有者等の健康対策

県本部健康対策班である健康増進課は、防疫措置従事者及び家畜の所有者等の健康確認や保健上の問題（精神保健上の問題を含む）に対応するため、管轄の保健所（以下「管轄保健所」という。）に、健康相談や防疫作業前後の防疫措置従事者の健康調査の実施を指示する。

(6) 現地対策本部への指示

県本部防疫対策班は、現地対策本部に以下の事項について指示を行う。

ア 農場、市町、農協及び畜産関係者等への本病の発生と制限区域を設置したことの通報

イ 発生農場から半径10キロメートル以内の農場及びその他県本部防疫対策班が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の所在地の情報提供

この場合、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が本病のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行うこと。

ウ 飼料運搬車輛等の畜産関連車輛を消毒するために、市町、警察署等と協議して、幹線道路等への消毒ポイントの設置

エ 現地対策本部会議の開催及び発生農場の所在する市町及び農協等へ防疫措置等の周知徹底

オ 市町及び農協等を参集した緊急防疫会議の開催及び発生農場が所在する市町を除くすべての市町に対策窓口の設置を要請

(7) 他家保への指示

県本部防疫対策班は、他家保に以下の事項について指示を行う。

ア 農場、市町、農協及び畜産関係者等への本病の発生と制限区域を設置したことの通報

イ 第3章のIVの3の(6)のイの情報提供について現地対策本部への協力

ウ 市町及び農協等を参集した緊急防疫会議の開催及びすべての市町に対策窓口の設置を要請

(8) 飼料販売及び運送業者への対応

県本部防疫対策班は、感染の拡大を防止するため、以下の対応を行う。

ア 飼料販売及び運送業者に対して消毒の徹底を指導する。

イ 消毒ポイントを設置するまでの間、飼料工場及び農場での消毒を徹底して実施するよう飼料販売及び運送業者を指導する。

(9) 連絡員の派遣

県本部防疫対策班は、現地の防疫措置が終了するまでの間、連絡員を発生農場へ派遣する。

(10) 家畜伝染病予防法の規定に基づく公示

県本部防疫対策班は、第3章のIIの3の(2)のキ、ケ、コの事項を公示する。

4 現地対策本部の対応

(1) 現地対策本部の設置

現地農林事務所は、農林事務所長を本部長とする現地対策本部を設置する。

(2) 現地対策本部会議の開催

現地対策本部は、本部会議を開催し、本病が発生したことを本部員等へ報告するとともに、防疫措置に関する詳細な打合せを行う。

(3) 通報

現地対策本部は、発生農場及び管内すべての市町、農協及び畜産関係者等に対し、本病が発生したことを連絡する。

以後、随時、当該市町へ必要な情報を提供する。

(4) 現地対策本部は、第3章のIVの3の(6)のイの情報提供を行う。

(5) 集合基地、仮設基地を設置する。

(6) 防疫対応

現地対策本部は、以下について防疫対応を行う。

ア 現地対策本部における役割分担の決定

イ 農林水産省が国指針に基づき立ち上げる疫学調査チームと連携して、原因究明や感染経路の解明のための疫学調査の実施

ウ 関係機関及び関係団体の協力を得て、現地における防疫措置に必要な人員の確保

(7) 発生農場への指示

現地対策本部は、発生農場に対し以下の事項について指示する。

ア 患畜又は疑似患畜の隔離

イ と殺及び患畜又は疑似患畜の死体、汚染物品の処分

ウ 消毒の実施

(8) 管轄保健所は、防疫措置従事者及び家畜の所有者等に対し、第3章のIVの3の(5)に基づき、健康相談や防疫作業前後の防疫措置従事者の健康調査を実施する。

(9) 現地対策本部は、防疫作業を安全かつ効率的に行うため、動員者に対し作業開始前に衛生対策や作業内容等を周知する。

5 他家保の対応

他家保は、管内すべての市町に対し、本病が発生したことを連絡する。

以後、随時、当該市町へ必要な情報を提供する。

V 発生農場及び発生農場以外の家畜飼養農場の防疫対応等

1 発生農場の防疫対応

発生農場の防疫措置は、国指針に基づき、次に留意し、と殺、埋却、消毒を実施する。

(1) 原則として、患畜又は疑似患畜のと殺は、患畜又は疑似患畜の判定後、24時間以内に完了すること。

(2) 原則として、患畜又は疑似患畜の死体の埋却は、患畜又は疑似患畜の判定後、72時間以内に完了すること。

(3) と殺、埋却に要する時間は、様々な農場の飼養規模、畜舎の構造、気象条件等の状況により、異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫措置従事者の安全

と健康状態等を十分確保しつつ、現実に即した防疫措置の遂行に努めること。

2 発生農場以外の家畜飼養農場の防疫対応

本病の発生確認後、移動制限等のまん延防止措置及び動物衛生課と協議の上、国指針に基づき発生状況確認検査を実施する。

3 疫学関連農場は、動物衛生課と協議の上、移動を禁止し、国指針に基づき必要な検査を行う。

なお、検査において異状が確認された場合は、国指針に基づき第3章のⅡからⅦに準じた対応を行う。

4 移動制限及び搬出制限

(1) 移動制限

移動制限の範囲は、原則として、発生農場を中心とした半径10キロメートル以内の区域とする。ただし、発生状況、疫学的背景等を考慮して、動物衛生課と協議の上、半径10キロメートルを超えて設定することができる。

(2) 搬出制限

搬出制限の範囲は、原則として、発生農場を中心とした半径20キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域とし、移動制限区域を拡大した場合は、その外縁から10キロメートル以内の区域を設定する。

(3) 制限区域の変更

発生状況及び周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限定的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を半径5キロメートルまで縮小することができる。その際、併せて、移動制限区域の外縁から10キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

(4) 制限区域の解除

以下の場合、動物衛生課と協議の上、解除する

ア すべての発生農場の防疫措置の完了後、10日を経過した後に行われる清浄性確認検査がすべて陰性であること。

イ 移動制限区域内のすべての発生農場の防疫措置完了後、21日を経過していること。

(5) 留意事項

県本部防疫対策班は、国指針に基づき以下について留意する。

ア 制限の対象

① 制限区域内の生きた家畜、発生農場から半径1キロメートル以内にある農場（発生状況確認検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳

② 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って21日の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

③ 家畜の死体

④ 排せつ物等

⑤ 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

イ 移動制限区域内のと畜場（食肉加工場を除く。）、家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物、放牧について、動物衛生課と協議の上、停止すること。

また、搬出制限区域内の家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物、放牧について動物衛生課と協議の上、停止すること。

ウ 制限区域内の制限の対象となる業務は、次のとおりとする。

① と畜場

新たな家畜の受入業務（判明時に既に受入れている生体のと殺や処理途中のと体の処理等は実施可能。）

② 家畜市場、家畜共進会等

新たな家畜の受入業務（判明時に既に受入れている家畜については、原則として、会場内で飼養する。）

③ 放牧

新たな放牧の実施（放牧中の家畜については、当該放牧場に収容可能な畜舎がある場合には放牧を停止し、当該畜舎に収容する。）

エ 制限区域内の家畜の死体等の処分のための移動については、本病の発生状況、環境保全の観点等を勘案して、動物衛生課と協議の上、制限の対象外を設けることができる。

オ 原則として、制限区域の設定後21日間は、制限の対象外を設けない。ただし、当該21日間経過後、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内（発生農場から半径5キロメートル以内の区域を除く。）のと畜場の再開や移動制限区域外から移動制限区域内への家畜の移入に関する制限の対象外を設けることができる。

カ 制限区域内の農場への指導

毎日の健康観察や消毒等、飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、異状を認めた場合、直ちに家保に届け出ること。

5 清浄性の確認のための検査

(1) 清浄性確認検査は、県本部防疫対策班と動物衛生課が協議の上、実施時期について決定し、国指針に基づき実施する。

なお、検査において異状又は陽性が確認された場合は、国指針に基づき第3章のⅡからⅦに準じた対応を行う。

(2) 家畜防疫員は、農場から検査成績を求められた時には検査成績書を交付する。

Ⅵ 搬出制限の解除

県本部防疫対策班は、発生状況及び清浄性の確認状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、搬出制限を解除する。

Ⅶ 移動制限の解除及び終息宣言

県本部防疫対策班は、発生状況及び清浄性の確認状況等を勘案して本病の終息を判断し、動物衛生課と協議の上、移動制限を解除する。同時に県本部は、本病の終息を宣言する。

Ⅷ その他

- 1 と畜場、家畜市場等における本病の防疫対応
 - (1) 本病を疑う旨の届出を受けた場合の対応
 - ア 現地家保は、国指針に基づき直ちに家畜防疫員を当該と畜場等及び出荷農場に派遣し、第3章のⅡに準じた対応を行う。
 - イ 異常家畜のと畜を中止し、また、これと同一の農場から出荷された家畜についても畜産振興課と生活衛生課が協議の上、と畜を中止する。
 - ウ 異常家畜が現地家保の管轄外の農場から出荷された家畜であることが判明した場合には、現地家保は、直ちにその旨を畜産振興課に報告し、畜産振興課は当該出荷農場の所在地を管轄する家保に連絡する。

当該出荷農場を管轄する家保は、家畜防疫員を当該出荷農場に派遣し、第3章のⅡに準じた対応を行う。
 - エ 異常家畜が県外の農場から当該と畜場等に出荷された家畜であることが判明した場合には、現地家保は、直ちにその旨を畜産振興課に報告し、畜産振興課は動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県畜産主務課にその旨を連絡する。
 - (2) と畜場で本病が発生した場合の対応
 - ア 県本部、現地対策本部は、国指針に基づき第3章のⅢからⅦに準じた防疫措置を行う。
 - イ 原則として、農林水産部は、と畜場内の生きた家畜が扱われる場所を、環境生活部はそれ以外のと畜場内を消毒するものとする。
- 2 特定症状を呈している家畜が存在する場合であって、動物衛生課が検体を動物衛生研究所に搬入する必要がないと判断した場合や、動物衛生研究所の行う検査で陰性が確認された場合には、国指針に基づき現地家保は、当該農場の経過観察を行う。
- 3 疫学調査や発生状況確認検査、清浄性確認検査において、発生農場で防疫措置に従事した者が家畜飼養農場への立入を禁止される期間は、7日間とする。ただし、県本部防疫対策班と現地対策本部が協議の上、防疫措置実施時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていると確認される場合には、その期間を3日まで短縮できる。
- 4 国指針に基づき、動物衛生課により予防的殺処分が決定された場合、県本部防疫対策班は、現地対策本部に当該措置の実施を指示し、現地本部は、速やかに当該措置を実施する。
- 5 学校・動物園等における家畜飼養状況の把握

学校・動物園等における家畜の飼養状況は、県、市町、関係団体及び家畜の飼養者の連携により、その把握に努める。
- 6 県民への情報提供
 - (1) 情報提供

県は、風評被害を最小限に抑えるため、県のホームページに防疫措置状況及びQ & A等の本病に関する情報を掲載するとともに、報道機関等を通じて広く県民に情報を積極的に提供する。
 - (2) 相談窓口の設置

県は、本病に関する相談窓口を設置し、広く県民の相談に応じる。

(3) 乳・肉の安全性広報

県は、本病発生公表後は直ちに、乳・肉の安全性を広報する

(4) 立入検査結果の交付

農場が、畜産関連業者等から本病の立入検査状況を求められた場合、現地家保は、立入検査結果を交付する。

7 要領等の制定

本防疫計画以外の検査の手順、方法などの詳細については、別途要領等を定める。